

「独立行政法人国立病院機構契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立病院機構
本部 業務監査室
(契約監視委員会事務局)

電話 03-5712-5147

第2回独立行政法人国立病院機構契約監視委員会が、平成22年1月27日(水)に、国立病院機構本部2階大会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、閣議決定3.(1)関係の平成20年度に締結した競争性のない随意契約2,483件、平成20年度に締結した一者応札・一者応募となった契約1,987件、並びに閣議決定3.(2)関係の平成21年度末までに契約締結予定の新規調達案件511件について、点検、見直しの審議を行った。

第2回 独立行政法人国立病院機構契約監視委員会 (概要)

開催日及び場所	平成22年1月27日(水) 国立病院機構本部2階大会議室						
委員(敬称略)	梅田次郎(株式会社日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー) 寺尾仁之(公認会計士) 中村彰吾(社団法人病院管理研究協会常任理事) 小野高史(監事) 山口正隆(監事)						
審議事項	1. 平成20年度契約【競争性のない随意契約】の点検・見直し 2. 平成20年度契約【一者応札・一者応募】の点検・見直し 3. 平成21年度契約事前点検【新規案件】 4. 新たな審議事項「契約における実質的な競争性確保に関する点検」の進め方 5. 今後のスケジュール						
議事概要	【審議事項1、2及び3について】 1. 審議対象契約件数 <table border="0"> <tr> <td>(1) 平成20年度に締結した競争性のない随意契約</td> <td>2,483件</td> </tr> <tr> <td>(2) 平成20年度に締結した一者応札・一者応募となった契約</td> <td>1,987件</td> </tr> <tr> <td>(3) 平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件</td> <td>511件</td> </tr> </table> 2. 国立病院機構が実施した点検・見直しの内容 (1) 各病院等(151か所の経理責任者)において、国立病院機構契約事務取扱細則第3条第1項に定める契約審査委員会により、以下の内容について、審議対象となる契約の自己点検を実施 ① 平成20年度に締結した競争性のない随意契約については、国立病院機構会計規程及び国立病院機構契約事務取扱細則並びに総務省が示す区分表(随意契約事由別)に照らし、随意契約事由の妥当性について検証	(1) 平成20年度に締結した競争性のない随意契約	2,483件	(2) 平成20年度に締結した一者応札・一者応募となった契約	1,987件	(3) 平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件	511件
(1) 平成20年度に締結した競争性のない随意契約	2,483件						
(2) 平成20年度に締結した一者応札・一者応募となった契約	1,987件						
(3) 平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件	511件						

- ② 平成２０年度に締結した一者応札・一者応募となった契約については、競争性の確保における改善方策の妥当性を、仕様書の内容、入札参加要件の緩和、公告期間の確保等を中心に検証
- ③ 平成２１年度末までに契約締結が予定されている調達案件は、上記①及び②と同様

(２) 国立病院機構本部において、各病院等が自己点検した契約を、契約対象物品等の種別毎に分類したうえで再点検し、とりまとめ

今回の点検・見直しを行うに際し、競争性のない随意契約については、総務省が示す区分表(随意契約事由別)と、国立病院機構の平成２０年度の契約実態に基づき、国立病院機構として随意契約によらざるを得ない契約対象物品等の種別を整理・明確化し、「随意契約の指針(案)」を策定し、これを契約監視委員会が承認

3. 審議結果

(１) 平成２０年度に締結した競争性のない随意契約

会計規程 及び 契約事務取扱細則 並びに「随意契約の指針(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)」に照らし、競争性の有無の観点から確認を行い、点検を実施

原則、競争契約に移行するが、当該指針に該当するものについては、引き続き随意契約とした

(２) 平成２０年度に締結した一者応札・一者応募となった契約

「契約の参加要件等の条件の設定について、制限が加えられていないか」等、競争性の確保の観点から確認を行い、点検を実施

①仕様書を複数の者が参加可能な内容に見直す、②契約内容を勘案すると合理的理由を欠くと思われる条件設定を撤廃又は緩和する、③公告期間について、従来「土日祝日に配慮し１０日間以上」としていたものを強化し、「土日祝日を除き１０日間以上確保」とする、等を指摘

※上記(１)及び(２)については、次回の契約監視委員会(２月１０日開催)において「国立病院機構による、今次委員会の審議結果に対する具体的な対応の内容」を確認した上で、最終的な審議結果としての取りまとめを行う

(３) 平成２１年度末までに契約締結が予定される新規調達案件

上記(１)及び(２)と同様、競争性の確保の観点から確認を行い、点検を実施

・ 競争性のない随意契約として審議したもの	１３件
うち競争契約に移行としたもの	０件
・ 競争性のある契約として審議したもの	４９８件
うち公告期間見直しを指摘	２７件
うちその他、条件等の見直しを指摘	１件

【審議事項４及び５について】

新たに審議事項として追加された、平成２２年１月１９日総務省行政管理局事務連絡「契約における実質的な競争性確保に関する点検」について(依頼)に係る点検方法等の内容を確認。

当該審議事項に対応するため、開催日程に第５回(平成２２年３月１０日(水))を追加

委員からの意見・質問に対する本部担当部署の回答等	
意見・質問	回答
病院等が自ら改善することとした内容は、何を基準に検討を行ったのか。	国立病院機構会計規程 及び 契約事務取扱細則に基づき改善を検討した。
随意契約理由に該当するが、一方、一般競争入札をすれば2、3者の応募者が出る可能性があるという、双方に当てはまる事例があるか。	ほとんどの場合は、法的制約等から1者しか対応できないため随意契約とならざるを得ないものである。在宅酸素療法などのように、「患者の方が在宅で使用するため、入札により従来から使用している機種が変わると、使用方法が異なることから事故を誘発する恐れがある」といったものについては、安全確保の観点から随意契約としている場合がある。
契約監視委員会と病院等とのやり取りはどのように行うのか。	契約監視委員会の個別具体的な指摘を改善指示として病院等に提示し、病院等は、次回契約時に、指摘された内容を反映すべく取り組むこととなる。
仕様書の作成について、例えば、医療安全の観点から医療機器の機種を1種に指定する場合などは、その必要性につき相応の牽制チェックが必要である。	各病院等の機種選定委員会・契約審査委員会における点検の着実な実施を図る。
一者応札・一者応募の改善策として、複数の見積りを徴求することを徹底すること。	_____
総務省への報告様式に記載する契約監視委員会の指摘事項は、一般論でなく、個別具体的な内容とする。	_____
形式的な見直しだけに止まり、業界内の商慣習等、諸々の前提条件を理解したうえで対策を進めないと一者応札・一者応募を解決することはできない。	_____
契約内容を改善するためには、契約事務に通じた職員を育成する必要がある。但し、業者等との癒着を防止するために、定期的な配置換えをすべきである。	_____